

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則21-0

北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業（北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第1条に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第2条 条例第3条の人事委員会で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（号俸の調整をすることができる日）

第3条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）第32条に規定する昇給日とする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（規則の分類の一部改正）

2 規則の分類（北海道人事委員会規則1-0）の一部を次のように改正する。

「20-の系列 苦情相談」を「20-の系列 苦情相談
21-の系列 自己啓発等休業」に改める。

北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1153

北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

目 次

道人事委員会規則

○北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則.....	1
○北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	1
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則.....	3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....	11
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....	15

道人事委員会告示

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表の一部改正.....	15
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	16
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	17
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	17

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

(北海道職員等の旅費支給規則の一部改正)

第1条 北海道職員等の旅費支給規則(北海道人事委員会規則7-6)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「、又は外国への旅行に伴う支度のため」及び「又は支度料」を削り、同条第3号中「外貨」を「支度、外貨」に改める。

別表第4中

「	条例第31条第2項に規定する車賃	」を
「	条例第31条第2項に規定する車賃 条例第33条に規定する支度料	」に改める。

(北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部改正)

第2条 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-180)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 普及職員

第5条第1号中「25キロメートル」を「100キロメートル」に改める。

別表第1日帰りの旅行の部を次のように改める。

日帰りの旅行	行程4キロメートル以上100キロメートル未満の場合		実費額
	行程100キロメートル以上の場合	公用車のみを使用する場合	590円
		その他の交通機関を使用する場合	1,190円

別表第1宿泊しない日の旅行の部及び備考中「25キロメートル」を「100キロメートル」に改める。

別表第2日帰りの旅行の部を次のように改める。

日帰りの旅行	行程4キロメートル以上100キロメートル未満の場合		実費額
	行程100キロメートル以上の場合	公用車のみを使用する場合	310円
		その他の交通機関を使用する場合	620円

別表第2備考中「25キロメートル」を「100キロメートル」に改める。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行に

ついては、なお従前の例による。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1154

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-27)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、苫小牧地方環境監視センター」を削る。

第12条第1項中「シンガポール事務所及び」を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める在外公館」を「在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1155

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-28)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等」を「第16条第2項の規定により読み替えられた条例第6条第3項に規定する特定育児短時間勤務職員等」に改め、同条第5項中「前項」を「第3項」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1156

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等」を「第16条第3項の規定により読み替えられた条例第8条第2項に規定する特定育児短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「前項」を「第2項」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1157

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1北海道総務部職員厚生課の項及び教職員検診センターの項を削り、同表道立精神科病院の項第3号中「看護師」を「副看護師長、看護師」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 副院長（(4)に掲げる者を除く。）

別表第1子ども総合医療・療育センターの項中第8号を削る。

別表第1北海道警察本部地域部航空隊の項を次のように改める。

北海道警察本部地域部航空隊	(1) 航空法（昭和27年法律第231号）別表に定める事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3
	(2) 航空法別表に定める一等航空整備士又は二等航空整備士としての業務に従事することを本務とする職員	1

別表第2海事職給料表の項中「8,500円」を「8,600円」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「6,100円」を「6,200円」に改める。

（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-

381）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「総看護師長、看護師長」を「副院長、看護師長、副看護師長」に改める。

附則第4項中「総看護師長、看護師長」を「副院長、看護師長、副看護師長」に改め、「看護師長」の次に「副看護師長」を加え、「総看護師長」を「副院長（(5)に掲げる者を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1158

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。別表第1アの表東京事務所の項中

「副所長」を「副所長 観光・企業誘致推進室長」に改め、同表苫小牧地方環境監視センターの項を削り、同表道立病院の項及び道立精神科病院の項中

事務長	4種（人事委員会が別に定める場合にあつては、3種）	を
総看護師長	4種	

事務長	4種（人事委員会が別に定める場合にあつては、3種）	に改め、
-----	---------------------------	------

同表子ども総合医療・療育センターの項中

「療育監」を「療育監 医療安全推進室長」に改める。

別表第1イの表教職員検診センターの項を削り、同表生涯学習推進センターの項中

副所長	1種	を
部長	3種	

部長	3種	に改める。
----	----	-------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1159

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-280)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第6条第2項中「又は停職」を「自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

第23条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(10) 自己啓発等休業職員(自己啓発等休業をしている職員をいう。)

第27条第2項第3号中「及び第23条第10号」を「並びに第23条第9号及び第10号」に改める。

第29条第2号中「第7号まで」を「第6号まで、第9号及び第10号」に改め、同条第6号を削る。

第29条の6第2項第1号中「第7号」を「第6号」に改め、同項第2号中「及び第23条第10号」を「並びに第23条第9号及び第10号」に改める。

第29条の8第1項中「認める場合」の次に「又は職務内容等の事情により、第1号から第3号までに定める成績率によることが適当でない」と認める場合」を加える。

第31条第1号中「第7号及び第10号」を「第6号、第9号及び第10号」に改める。

第35条の2中「シンガポール事務所及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年6月までの成績率の特例)

2 任命権者は、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)第19条第2項、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。)第19条第2項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)第22条第2項に規定する特定幹部職員以外の職員

の平成20年6月までの間に支給する勤勉手当に係る成績率について、この規則による改正後の給与の支給に関する規則第29条の8及び第29条の8の2の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1160

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-284)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「4キロメートル」を「5キロメートル」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 道職員給与条例第11条第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第2号及び警察職員給与条例第13条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、その通勤距離に応じ、次表に掲げる額とする。

通 勤 距 離	加 算 額
5キロメートル以上10キロメートル未満	2,600円
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,600円
20キロメートル以上25キロメートル未満	10,100円
25キロメートル以上30キロメートル未満	12,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	15,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	17,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	20,100円
45キロメートル以上50キロメートル未満	21,900円
50キロメートル以上55キロメートル未満	23,700円
55キロメートル以上60キロメートル未満	25,500円
60キロメートル以上	27,300円

第9条中「次に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を削る。

第17条の2第1項第3号及び第17条の4第2項中「又は法」を「法第26条の5第1項の規

定により休業をし、又は法」に改める。

第17条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の5号を加える。

- (1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)第11条第1項第2号、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)第10条の2の4第1項第2号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。)及び北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第13条第1項第2号の規定により通勤手当を支給される職員(通勤距離が65キロメートルを超える職員に限る。)のうち通勤の実情に変更がない職員(住居、通勤経路及び通勤方法に変更がない者をいう。)にあっては、平成23年3月31日までの間、この規則による改正前の通勤手当に関する規則第8条第4項の規定を適用したとしたならば算出される道職員給与条例第11条第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第2号又は警察職員給与条例第13条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)から次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を減じた額(以下「特例加算額」という。)が、その者につきこの規則による改正後の通勤手当に関する規則第8条第4項の規定を適用したとしたならば算出される加算額を超えることとなるときは、同項の規定にかかわらず、特例加算額を加算額とする。

- (1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 2,500円

- (2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 5,000円

- (3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 7,500円

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1161

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-354)の一部を次のように改正する。
第2条の見出し中「及び自宅居住職員に準ずる職員」を「等」に改め、同条第2項中「定める職員」を「定める住宅」に、「次に」を「次の各号に」に、「住宅に居住する職員」を「住宅」に改め、同項の次に第3項として次の1項を加える。

3 道職員給与条例第10条の5第1項第2号、学校職員給与条例第10条の2の3第1項第2号及び警察職員給与条例第12条の4第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第2条第2項第1号に掲げる住宅 職員の扶養親族たる者
- (2) 第2条第2項第2号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

第2条の4及び第2条の5を削る。

別記第1号様式その2中「相続」、「贈与」及び「その他()」を削る。

別記第2号様式(表)を次のように改める。

別記第2号様式(第4条及び第8条関係)

住居手当認定簿

所 属		氏 名		届 出 の 事 由		提出年月日		受理年月日		該 当 条 文		決 定 家 賃 額		支 給 の 始 期 等		住居手当の月額		備 考			
発生の日 (改定年月日)		内 容								□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		道職員給与条例第10条の5 学校職員給与条例第10条の2の3 警察職員給与条例第12条の4 及び同条に基づく住居手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-354)の規定に従い左記のとおり決定(改定)する。		第1項第2号に掲げる職員にあっては、新築又は購入の日から5年を経過する日を記入する。	
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			
平成 年 月 日 {から まで}				平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日		□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号		円 ----- 円		平成 年 月 日 {から まで}		円 平成 年 月 日		職氏名 ㊟			

備 考

(決定家賃額欄の上段は第1項第1号に係る額を、下段は第1項第3号に係る額を記入すること。)

(表)

(A4(297mm×210mm)横型)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の住居手当に関する規則の規定に基づいて作成されている住居届(別記第1号様式その2に限る。)又は住居手当認定簿の用紙がある場合においては、この規則による改正後の住居手当に関する規則の規定にかかわら

ず、当分の間、使用することを妨げない。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1162

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

別表アの表胆振の項を次のように改める。

胆振	洞爺湖町岩屋	洞爺少年自然の家	1級地
----	--------	----------	-----

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1163

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7-404）の一部を次のように改正する。

第6条中「、教職員検診センター」を削る。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1164

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第14条中「4（新たな職員となった者が第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3）」を「別表第8に定める昇給号俸数表のCの欄の上段に掲げる号俸数」に改める。

第19条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第33条中「及び第36条」を削る。

第35条の見出し中「特定職員の」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「特定職員」を「職員」に、「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「特定職員の」を「職員の」に改め、同項第1号中「特定職員に」を「者に」に、「特定職員（」を「職員（」に改め、「前項第5号に」の次に「掲げる職員に」を加え、「特定職員及び」を「職員及び」に、「特定職員を」を「職員を」に改め、同項第2号中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「特定職員」を「職員」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

第35条第6項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者の」に、「第1項」を「前項」に、「特定職員にあっては、」を「職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で」に改め、同項後段を削り、同条第8項中「第2項」を「第1項」に、「特定職員」を「職員」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第1項」を「第5項」に、「前項」を「第6項」に、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前2項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第38条第2号中「表彰若しくは顕彰」を「表彰又は顕彰」に改める。

別表第1ケの表5級の項及び同表6級の項中「総看護師長」を「副院長」に改める。

別表第2アの表その他の部中

2
20

 を

4
20

 に改め、同表備考第4項第2号

を次のように改める。

(2) 普及指導員、水産業普及指導員及び林業普及指導員

別表第6アの表中

改良普及員
水産業改良普及員
林業改良指導員

 を

普及指導員
水産業普及指導員
林業普及指導員

 に改める。

別表第7アの表2級の欄中

34	を	33	に改める。
34		34	
35		34	
35		34	
36		35	
36		35	
37		35	
37		36	
38		36	
38		36	
39		37	
39		37	
40		38	
40		38	
41		39	
41		39	
42		40	
42		40	
43		41	

別表第7ウの表2級の欄中

26	を	25	に改める。
26		26	
27		26	
27		26	
28		27	
28		27	
29		27	
29		28	
30		28	
30		28	
31		29	

30
31

29
30

別表第7エの表2級の欄中

32	を	30	に、
33		31	
33		31	
34		32	
34		32	
35		33	
35		34	
36		35	

42	を	41	に改める。
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		45	
48		46	
48		46	
49		47	
49		47	
49		48	
50		48	
50		49	
50		49	
51		50	
51		50	
51		51	
52		51	

30
31
32

29
30
30

別表第7カ of the table 2 level of the column

33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改める。

42
42
43
43
44
44

41
42
42
42
43
43

別表第7ク of the table 2 level of the column

45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	46
47	46

を

に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8 昇給号俸数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員にあっては、3）	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考

この表に定める上段の号俸数は道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項及び警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数はこれらの項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（平成24年1月1日までの間における特定職員の昇給区分及び昇給の号俸数の特例）
- 平成24年1月1日までの間において、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又はこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第34条各号に掲げる職員（以下「特定職員」という。）を北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第5条第4項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第4項（市町村立学校職員給与負担法に

規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第6条第4項の規定による昇給(新規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。以下同じ。)をさせる場合の特定職員の昇給区分は、新規則第35条第1項前段の規定にかかわらず、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が同項第3号から第5号までに掲げるいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとし、新規則第35条第1項第1号及び第2号、第4項並びに第9項の規定は適用しない。この場合において、新規則第35条第1項中「職員」とあるのは「特定職員」と、「次の各号」とあるのは「次の第3号から第5号まで」と、同条第2項中「職員の」とあるのは「特定職員の」と、同項第1号中「者に」とあるのは「特定職員に」と、「職員()とあるのは「特定職員()と、「職員に該当する職員及び次号に掲げる職員」とあるのは「特定職員に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定職員」と、同条第3項中「職員」とあるのは「特定職員」と、「上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)」とあるのは「上位の昇給区分」と、同条第5項中「別表第8に定める昇給号俸数表」とあるのは「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1164)附則別表に定める特定職員昇給号俸数表」と、同条第6項中「者又は」とあるのは「特定職員又は」と、「者の昇給」とあるのは「特定職員の昇給」と、「職員に」とあるのは「特定職員に」と、同条第7項及び第8項中「職員」とあるのは「特定職員」とする。

(平成23年12月31日までの間における新たに職員となった特定職員の号俸数の特例)

3 平成23年12月31日までの間における新規則第14条第1項の規定の適用を受ける特定職員については、同項中「別表第8に定める昇給号俸数表のCの欄の上段に掲げる号俸数」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1164)附則別表に定める特定職員昇給号俸数表のCの欄の上段に掲げる号俸数」とする。

(平成24年1月1日までの間における一般職員の昇給の号俸数等の特例)

4 平成24年1月1日までの間において、特定職員以外の職員(以下「一般職員」という。)を道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数は、新規則第35条の規定にかかわらず、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸とする。この場合において、第2号に掲げる一般職員で任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

- (1) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸(道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、2号俸)
- (2) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下(道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、1号俸以下)
- 5 前項の規定により昇給する一般職員のうち人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日(新規則第32条に規定する昇給日をいう。以下同じ。)前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間)の4分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第2号に掲げる一般職員に該当するものとみなす。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に新規則第22条第3項、第25条第2項若しくは第41条の規定により号俸を決定された一般職員の昇給の号俸数は、附則第4項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号俸数)とする。
- 7 附則第4項及び前項の規定による号俸数が零となる一般職員は、昇給しない。
- 8 附則第4項又は第6項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸(同月1日において職務の級を異にする異動又は新規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる一般職員の昇給の号俸数は、附則第4項又は第6項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

附則別表 特定職員昇給号俸数表(附則第2項関係)

昇給区分	C	D	E
昇給の号俸数	4	2	0
	2	1	0

備考

この表に定める上段の号俸数は道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項及び警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員以外の特定職員に、下段の号俸数はこれらの項の規定の適用を受ける特定職員に適用する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1165

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第 8 条第10号中「第42条又は」を「第42条、」に改め、「第8条」の次に「又は北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）第10条」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1166

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附則別表支給割合の欄中「100分の14」を「100分の16」に改め、同表支給地域等の欄中「大阪府のうち大阪市」を削る。

附則別表100分の16の項の次に次のように加える。

100分の13	大阪府のうち大阪市
---------	-----------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1167

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1127）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額

に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) この項から附則第4項までの規定の適用がないものとした場合の新規則第3条の規定による管理職手当の月額（以下「新管理職手当の月額」という。）が経過措置基準額以上となる職員 経過措置基準額

(2) 新管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員 新管理職手当の月額に、新管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額

ア 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

イ 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

ウ 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附則第4項の見出し中「平成20年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同項中「附則別表左欄」を「附則別表第1の職務の級欄」に、「平成20年3月31日」を「平成20年4月1日から平成23年3月31日」に、「附則別表中欄」を「附則別表第1の別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額欄」に、「同表右欄」を「支給する期間の区分に応じ当該期間の管理職手当の月額欄」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 附則別表第2の職務の級欄に掲げる職務の級に属する職員の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間における新規則別表第3の規定の適用については、附則別表第2の別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額欄に掲げる額は、それぞれ支給する期間の区分に応じ当該期間の管理職手当の月額欄に掲げる額とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表第1

ア 行政職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
8 級	82,200円	77,000円	78,700円	80,500円
7 級	77,400円	72,500円	74,100円	75,800円
	66,400円	56,400円	59,800円	63,100円
6 級	72,700円	68,100円	69,600円	71,200円
	62,300円	53,000円	56,100円	59,200円

	51,900円	44,200円	46,800円	49,300円
	41,600円	35,300円	37,400円	39,500円
5 級	59,500円	50,600円	53,600円	56,500円
	49,600円	42,200円	44,700円	47,100円
	39,700円	33,700円	35,700円	37,700円
4 級	55,500円	47,200円	50,000円	52,700円
	46,300円	39,300円	41,700円	44,000円
	37,000円	31,500円	33,300円	35,200円

イ 公安職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
9 級	83,800円	78,400円	80,200円	82,000円
8 級	79,500円	74,400円	76,100円	77,800円
	68,100円	57,900円	61,300円	64,700円
7 級	78,200円	73,200円	74,900円	76,500円
	67,100円	57,000円	60,400円	63,700円
	55,900円	47,500円	50,300円	53,100円
6 級	64,600円	54,900円	58,100円	61,400円
	53,800円	45,700円	48,400円	51,100円
5 級	61,000円	51,900円	54,900円	58,000円
	50,800円	43,200円	45,800円	48,300円

ウ 海事職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	81,100円	75,900円	77,600円	79,400円
	69,500円	59,100円	62,600円	66,000円
	57,900円	49,200円	52,100円	55,000円
4 級	74,900円	70,100円	71,700円	73,300円

	64,200円	54,600円	57,800円	61,000円
	53,500円	45,500円	48,200円	50,800円

エ 高等学校教育職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	79,600円	74,500円	76,200円	77,900円
	68,300円	58,000円	61,500円	64,900円
	73,900円	66,300円	68,800円	71,400円
3 級	66,200円	56,200円	59,600円	62,900円
	55,100円	46,900円	49,600円	52,400円

オ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	76,700円	71,800円	73,400円	75,100円
	65,800円	55,900円	59,200円	62,500円
	71,200円	63,900円	66,300円	68,800円
3 級	65,600円	55,800円	59,100円	62,300円
	54,700円	46,500円	49,200円	52,000円

カ 研究職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	90,500円	84,700円	86,700円	88,600円
	77,600円	66,000円	69,900円	73,700円
4 級	78,400円	73,400円	75,100円	76,700円
	67,200円	57,100円	60,500円	63,800円

	56,000円	47,600円	50,400円	53,200円
3 級	60,900円	51,800円	54,800円	57,900円
	50,800円	43,200円	45,700円	48,300円

キ 医療職給料表(1)

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	96,400円	90,200円	92,300円	94,300円
	82,600円	70,200円	74,400円	78,500円
3 級	89,900円	84,100円	86,100円	88,000円
	77,100円	65,600円	69,400円	73,300円
	64,200円	54,600円	57,800円	61,000円
2 級	83,500円	78,200円	80,000円	81,700円
	71,600円	60,900円	64,500円	68,000円
	59,700円	50,700円	53,700円	56,700円

ク 医療職給料表(2)

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
7 級	76,700円	71,800円	73,400円	75,100円
	65,700円	55,900円	59,200円	62,400円
	54,800円	46,600円	49,300円	52,100円
6 級	72,700円	68,100円	69,600円	71,200円
	62,300円	53,000円	56,100円	59,200円
	51,900円	44,200円	46,800円	49,300円
	41,600円	35,300円	37,400円	39,500円
5 級	68,700円	64,300円	65,800円	67,200円
	58,900円	50,100円	53,000円	56,000円
	49,100円	41,800円	44,200円	46,700円
	39,300円	33,400円	35,400円	37,300円

ケ 医療職給料表(3)

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
6 級	75,800円	70,900円	72,600円	74,200円
	65,000円	55,300円	58,500円	61,800円
	54,200円	46,000円	48,800円	51,500円
5 級	69,100円	64,700円	66,200円	67,600円
	59,200円	50,400円	53,300円	56,300円
	49,400円	42,000円	44,500円	46,900円
4 級	53,700円	45,700円	48,400円	51,000円
	44,800円	38,100円	40,300円	42,600円

備考

附則別表の表中「高等学校教育職給料表」とは学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)を、「中学校及び小学校教育職給料表」とは同号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表を、「医療職給料表(3)」とは道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)(警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。)をいう。

附則別表第2

ア 行政職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
8 級	69,800円	65,300円	66,800円	68,300円
7 級	63,800円	59,700円	61,100円	62,400円
	54,700円	46,500円	49,300円	52,000円
6 級	56,200円	52,600円	53,800円	55,000円
	48,200円	40,900円	43,400円	45,800円
	40,100円	34,100円	36,100円	38,100円
	32,100円	27,300円	28,900円	30,500円
5 級	44,300円	37,600円	39,900円	42,100円

	36,900円	31,400円	33,200円	35,100円
	29,500円	25,100円	26,600円	28,000円
4 級	41,900円	35,600円	37,700円	39,800円
	34,900円	29,700円	31,400円	33,200円
	27,900円	23,800円	25,200円	26,500円

イ 公安職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
9 級	73,400円	68,700円	70,300円	71,800円
8 級	67,600円	63,300円	64,700円	66,200円
	57,900円	49,300円	52,200円	55,000円
7 級	61,200円	57,300円	58,600円	59,900円
	52,500円	44,600円	47,300円	49,900円
	43,700円	37,200円	39,400円	41,500円
6 級	48,800円	41,500円	43,900円	46,400円
	40,700円	34,600円	36,600円	38,700円
5 級	46,600円	39,600円	42,000円	44,300円
	38,800円	33,000円	35,000円	36,900円

ウ 海事職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	62,400円	58,400円	59,700円	61,100円
	53,400円	45,500円	48,100円	50,800円
	44,500円	37,800円	40,100円	42,300円
4 級	57,100円	53,400円	54,700円	55,900円
	49,000円	41,700円	44,100円	46,600円
	40,800円	34,700円	36,700円	38,800円

エ 高等学校教育職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	74,400円	69,600円	71,200円	72,800円
	63,700円	54,200円	57,400円	60,500円
	69,000円	61,900円	64,300円	66,600円
3 級	51,900円	44,100円	46,700円	49,300円
	43,200円	36,800円	38,900円	41,100円

オ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	72,600円	67,900円	69,500円	71,000円
	62,200円	52,900円	56,000円	59,100円
	67,400円	60,400円	62,700円	65,100円
3 級	50,800円	43,200円	45,800円	48,300円
	42,400円	36,000円	38,200円	40,300円

カ 研究職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	68,800円	64,400円	65,900円	67,300円
	59,000円	50,200円	53,100円	56,100円
4 級	58,300円	54,600円	55,800円	57,100円
	49,900円	42,400円	44,900円	47,400円
	41,600円	35,400円	37,500円	39,500円
3 級	43,300円	36,900円	39,000円	41,200円
	36,100円	30,700円	32,500円	34,300円

キ 医療職給料表(1)

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	81,100円	75,900円	77,700円	79,400円
	69,600円	59,100円	62,600円	66,100円
3 級	68,400円	64,000円	65,500円	66,900円
	58,600円	49,800円	52,800円	55,700円
2 級	48,800円	41,500円	44,000円	46,400円
	58,800円	55,100円	56,300円	57,600円
2 級	50,400円	42,800円	45,400円	47,900円
	42,000円	35,700円	37,800円	39,900円

ク 医療職給料表(2)

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
7 級	65,300円	61,100円	62,500円	63,900円
	56,000円	47,600円	50,400円	53,200円
	46,600円	39,600円	42,000円	44,300円
6 級	57,600円	53,900円	55,200円	56,400円
	49,400円	42,000円	44,500円	46,900円
	41,200円	35,000円	37,100円	39,100円
5 級	32,900円	28,000円	29,600円	31,300円
	50,300円	47,100円	48,200円	49,200円
	43,100円	36,700円	38,800円	41,000円
	35,900円	30,500円	32,300円	34,100円
5 級	28,700円	24,400円	25,900円	27,300円

ケ 医療職給料表(3)

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
6 級	58,200円	54,500円	55,700円	57,000円
	49,900円	42,400円	44,900円	47,400円
	41,600円	35,400円	37,500円	39,500円
5 級	51,500円	48,200円	49,300円	50,400円
	44,200円	37,500円	39,800円	42,000円
	36,800円	31,300円	33,200円	35,000円
4 級	41,600円	35,400円	37,500円	39,500円
	34,700円	29,500円	31,200円	33,000円

備考 附則別表第1の備考の規定は、この表の適用において準用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則17-7

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号エを同号オとし、同号ウ中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

平成18年北海道人事委員会告示第2号(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

「改良普及員」「普及指導員」
表中「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に改める。
「林業改良指導員」「林業普及指導員」

北海道人事委員会告示第3号

平成13年北海道人事委員会告示第13号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

石狩支庁管内の項中

「石狩市浜益区川下」石狩市浜益学校給食センター | 2 | 及び

「当別町字東裏」東裏小学校 | 1 | を削

り、渡島支庁管内の項中

「松前町字原口」原口小学校 | 3 | 及び

「福島町字白符」白符小学校 | 1 | を削

り、檜山支庁管内の項中

「今金町字神丘」神丘小学校 | 1 | 、

「せたな町大成区都」せたな町大成学校給食センター | 1 | 及び

「せたな町瀬棚区共和」せたな町瀬棚学校給食センター | 1 | を削

り、「せたな町北檜山学校給食センター」を「せたな町学校給食センター」に改め、後志支庁管内の項中

「蘭越町港町」港小学校 | 2 | を削

り、空知支庁管内の項中

「美唄市字上美唄原野」西美唄中学校 | 1 | を削

り、上川支庁管内の項中

「富良野市山部町西14線」山部第一小学校 | 1 | 、

「美瑛町字置杵牛」置杵牛小学校 | 2 | 及び

「美深町字恩根内」恩根内小学校 | 2 | を削

り、留萌支庁管内の項中

「小平町字豊平」白谷小学校 | 1 | 及び

「羽幌町大字焼尻字豊崎」羽幌町焼尻地区学校給食センター | 5 | を削

り、宗谷支庁管内の項中

「中頓別町字上駒」中頓別農業高等学校 | 1 |

「枝幸町歌登本幌別」本幌別小学校 | 4 | 及び

「枝幸町歌登本幌別」本幌別中学校 | 4 |

「枝幸町歌登志美宇丹」志美宇丹小学校 | 4 |

「枝幸町歌登志美宇丹」志美宇丹中学校 | 4 |

「豊富町字温泉」豊富温泉小学校 | 2 | を削

り、日高支庁管内の項中

「平取町字豊糠」豊糠小学校 | 4 | 、

「平取町字豊糠」豊糠中学校 | 4 |

「新冠町字若園」若園小学校 | 3 | 及び

「新冠町字美宇」美宇小学校 | 3 |

「新冠町字太陽」太陽小学校 | 3 |

「新冠町字共栄」東川小学校 | 2 |

「新冠町字明和」明和小学校 | 2 |

「新冠町字節婦町」節婦小学校 | 1 |

「	新冠町字大狩部	大狩部小学校	1	」を削
り、釧路支庁管内の項中				
「	釧路市阿寒町舌辛原野22線	布伏内小学校	2	」を削
り、根室支庁管内の項中				
「	別海町泉川	光進小学校	3	」及び
	別海町泉川	光進中学校	3	
「	羅臼町岬町	知円別小学校	3	」を削
	羅臼町岬町	知円別中学校	3	

る。

北海道人事委員会告示第4号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

渡島支庁管内の項中「知内町字元町」を「知内町字重内」に改め、空知支庁管内の項中

「	夕張市南部岳見町	幌南小学校		」を
	夕張市南部岳見町	夕張市幌南小・幌南中共同調理場		
	夕張市南部夕南町	幌南中学校		

削り、留萌支庁管内の項中

「	増毛町舎熊	増毛第二中学校		」を
---	-------	---------	--	----

削り、十勝支庁管内の項中

「	中札内村東4条北1丁目	中札内高等学校		」を
---	-------------	---------	--	----

削り、釧路支庁管内の項中

「	厚岸町大字太田村	厚静小学校		」を
---	----------	-------	--	----

削る。

北海道人事委員会告示第5号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

渡島支庁管内の項中

「	知内町字森越	中の川小学校		」を
---	--------	--------	--	----

削る。

